

21世紀の医療を考える全日病

発行所/公益社団法人全日本病院協会

〒101-8378 東京都千代田区猿楽町2-8-8 住友不動産猿楽町ビル 7F

> ΓEL (03)5283-7441 FAX (03) 5283-7444

ALL JAPAN HOSPITAL ASSOCIATION

No.815 2014/1/1

http://www.ajha.or.jp/mail:info@ajha.or.jp

2014年1月1日・15日号合併号 5 녜 新春座談会Ⅱ 四病院団体協 F賀詞交歓会 JU 医政局 療法改正の意見まとまる

年頭のご挨拶

2014年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、2025年に向けた社会保障制度改革について、具体的な議論 が行われ、その輪郭が明らかになった年でした。

昨年8月6日に社会保障制度改革国民会議報告書が取りまとめられ、こ れを踏まえ、政府は、同年10月に持続可能な社会保障制度の確立を図る ための政策の推進に関する法律案を国会に提出したところです。

一方、社会保障審議会医療部会においては、2011年12月に 「医療提供 体制の改革に関する意見」を取りまとめ、関連する検討会等で、医療法 の改正に向けての検討を行っており、医療提供体制の改革の具体的内 容について議論を深めております。その主な内容は、病床機能報告制 度の創設と地域医療ビジョンの策定、地域包括ケアシステム構築のた めの在宅医療の充実と医療・介護の連携の推進、地域の実情に応じた医 師・看護師等の確保対策、チーム医療の推進、医療法人に関する制度の 見直し等です。その一つ一つが重要で非常に難しい課題です。

当協会も「病院のあり方に関する報告書」等で、将来の医療のあり方、 医療提供体制のあり方等について検討し、提言を発表して参りました。

当協会だけでなく、医療界が一致して、この改革に取り組む決意と して、昨年8月8日に「医療提供体制のあり方」―日本医師会・四病院団 体協議会合同提言を発表しました。その中で、医療提供体制の構築に むけての基本方針を示しました。

公益社団法人 全日本病院協会 会長 西澤寬俊



2025年まで残された時間は多くありません。本年は、これまでの議 論を踏まえ、医療法等の改正が行われ、改革に取り組む重要な年にな ると考えております。この改革には、医療提供者、国民、行政の三者 が将来の姿のビジョンを共有しながら一体となって取り組むことが重 要と考えております。当然のことながら、当協会も積極的かつ主体的 にこの改革に取り組む所存です。

今年は診療報酬改定の年です。昨年12月20日に改定率が決まりまし た。消費税引上げ対応分を除き、本体は+0.1%、全体では-1.26%と予 想外の厳しい結果となりました。医療・介護サービスの提供体制改革の ための新たな財政支援制度等、みえない部分もありますが、厳しい改 定であることには変わりません。次期改定議論の途中まで関わった者 として、今後の改定に関する議論の経過を注視しつつ、国民・患者さん により質の高い医療を継続して提供できる、医療機関の経営基盤の安 定をめざす改定となることを強く願っております。

なお、当協会は昨年4月に公益社団法人となりました。会員数も2,450 病院を超え、全国の病院数が減少している中、着実に前進しておりま す。公益法人化の後も、今までと同様に委員会活動を中心にして、-層公益性を重視しつつ、必要な事業を進めて参りたく存じます。

当協会の一層のご支援をお願いするとともに、本年が皆様にとりまし て良い年となりますことを祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

14年度改定率 ネットで-1.26%。 医科は+0.11%

消費税分含む名目の改定率はネットで+0.1%。医科は+0.73%

政府は2014年度予算案編成の中で、 14年度診療報酬改定の財源確保に関す る方針を決め、12月20日に田村憲久厚 生労働大臣が発表した。

改定率は本体報酬が+0.1%、薬価お よび材料価格は-1.36%、全体(ネット 改定率) は-1.26%と、08年度改定以 来のマイナスとなった(4面を参照)。

ただし、消費税率の8%への引き上げ にともなう診療報酬での補填として、 1.36% (本体報酬分0.63%、薬価·材料価 格改定分0.73%) が確保されたため、名 目上のネット改定率は+0.1%となり、10 年度、12年度に続くプラス改定となった。

別途、後発医薬品の価格等の引き下 げ見直しが行なわれるため、実際の改 定率はさらに下がる見通しだ。

その中で、医科は名目で+0.82%とな ったが、消費税対応分が+0.71%である ため、実質0.11%のプラス改定となった。

今改定は、別枠(公費)で、①7対1か ら移行する病院を対象とする激変緩和 措置(暫定的な点数の維持として約200 億円=本体報酬の0.15%)、②医療提供 体制改革の基盤整備に向けた基金(約 900億円=同約0.68%)の財源が確保さ れる。

このうち、900億円は、社会保障制度

改革国民会議が 提唱した財政支 援制度(都道府県 の基金)であるが、 7対1の激変緩和 に供される200億 円は事実上、今改 定の"第2の財源" となる。このため、 本体報酬の改定 率は実質+0.25% となる。



▲会見する田村大臣



2014年 年頭所感





厚生労働大臣 田村憲久

日本医師会会長 横倉義武



平成26年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任してから一年が経過しました。その間、国民の皆様の 安全・安心の確保に万全を期すべく努力して参りましたが、引き続き、私自身 が先頭に立って、様々な課題に全力で立ち向かう決意を新たにしています。

まずは、社会保障と税の一体改革を着実に進めていかなければなりません。 昨年12月、社会保障制度改革国民会議の報告書における審議の結果等を 踏まえ、社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにした「持続可能な社 会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が公布されました。 この法律に沿って、個別制度の改革を着実に実施し、世界に誇る我が国 の社会保障制度を、次世代に安定的に引き渡していきます。

次に、医療・介護については、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、質の高い医療・介護サービス提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、医療と介護サービスの提供体制の改革を推進していきます。

医療保険制度については、国民皆保険を今後とも堅持するとともに、広く国民の納得・信頼・安心を実現できる制度を構築することが重要であり、 医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料の国民負担に関する公平の確保、 療養の範囲の適正化等を推進していきます。

また、新たな基金の活用や、診療報酬改定を通じて、医療提供体制の改 革や救急・小児等の分野の充実等にしっかりと取り組んでいきます。

以上、厚生労働行政には多くの課題が山積しています。国民の皆様には、 一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭にあたっての私の挨拶と致 します。 明けましておめでとうございます。

日本医師会は昨年、「公益社団法人」として新たなスタートを切りました。そのスタートに当たり、「日本医師会綱領」が第129回定例代議員会で採択されました。今後、これを遵守し、健康を守るための公益的活動をより一層深化させてまいりたいと思います。

第23回参議院選挙では羽生田俊前副会長を国政の場に送り出すことが出来ました。これもひとえに皆様方の多大なご支援の賜物であると厚く御礼申し上げます。

世界が未だ経験したことのない少子高齢社会を迎え、これをどのように乗り越えていくのか、政治も社会も模索を続けているところであります。

こうした中、社会保障制度改革国民会議で今後の社会保障の方向性が示されましたが、その具体化の段階で再び市場原理主義が台頭し始め、混合診療や民間医療保険の拡大など、医療の産業化へ向けた動きが加速しています。

これに対して、我々は、国民の健康、国民の医療を守る立場から政策を主張していかなければならないと考えています。超高齢社会における医療・介護にどう対応していくかも大きな課題であり、我々に求められるものは誠に大きなものがあると思います。

国民皆保険の堅持を主軸に、真に国民に求められる医療提供体制の実現に向けて執行部一丸となって対応してまいります。皆様の深いご理解と格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2014年 新年のご挨拶

全日本病院協会 副会長 猪口雄二



新年あけましておめでとうございます。 会員の皆様におかれましては、本年が素晴 らしい一年となることを祈念いたします。

平成26年は、我々全日病の会員病院にとっては大きな変革の年となりそうです。医療法改正や病床機能報告制度の開始、病床機能分化と診療報酬改定等々、今後の病院運営にとっては重要な対応・選択をしなければならない一年になります。

また、今後の医療提供体制の構築において、 その主体は都道府県となるようです。全日病 各支部においては、行政、医師会、都道府県 病院協会等とのさらなる連携が必要となりま す。

全日病は、方向性を示す重要な資料やデータを迅速に支部や会員に伝達するため、これらの多岐に渡る問題の対応に全力で臨む覚悟です。

本年もよろしくお願いいたします。

全日本病院協会 副会長 安藤高朗

れていくのではないでしょうか。

求められます。



新年あけましておめでとうございます。 本年の通常国会で医療法等改正法が成立すると病床機能報告制度が開始され、それを基に都道府県が地域医療ビジョンを策定することになります。地域によって医療資源に差があります。今後は、医療圏の見直しも議論さ

地域包括ケアの観点からは、地域医療ビジョンに合わせて地域介護ビジョンも作成し、 地域医療・介護包括ケアシステムを構築する ことが大切です。医療法人制度にもメスが入ります。ホールディングカンパニーのような 形態が本当に良いのかどうか、充分な議論が

これからの病院経営は、病床機能報告制度 等のデータを活用し、地域における自院の機 能や役割を把握することが大切になります。 全日病としても、会員病院が経営指針を固め るためのガイドラインを示していければと考 えています。

西澤執行部の下、全会員結束して、全国の 地域医療・介護を盛り上げていこうではあり ませんか。

全日本病院協会 副会長 神野正博



あけましておめでとうございます。

昨年暮れに発表となった恒例の2013年の漢字は「輪」。震災復興に向かう支援の「輪」以上に、2020年五輪招致の「輪」が決め手になったようです。

五輪招致の理由は、流行語になった「オ・モ・テ・ナ・シ」以上に、日本が世界から「安心・安全」な国と認められた賜物だと思います。

「安心・安全」は、この紛争や対立、環境破壊の時代だからこそ、全世界が求めることなのです。それは、同時に世界の誰も経験しない超高齢社会という一大事を前に日本国民が求めることでもあるのです。

医療提供体制に関わる医療法改正や診療報 酬改定の年を迎えました。財政難の中で、医療や介護・福祉を含む社会の持続可能性を探っていくとは重要なことです。

しかし、そこに経済論理だけではない国民の「安心・安全」の視点を忘れてはなりません。「安心」して、高齢期を迎えることができる社会は、日本が世界に誇れる金メダル、優位性になるに違いないのです。

介護保険部会「介護保険制度見直しの意見」

在宅医療・介護連携事業の主体は市町村

社保審会の介護保険部会は12月20日に「介護保険制度の見直しに関する意見」をまとめた。要旨は以下のとおり。

- 見」をまとめた。要言は以下のとおり。 ●在宅医療・介護連携の事業は、地域 支援事業の包括的支援事業に追加の上、 市町村が地域医師会等と連携して取り
- 組む。小規模市町村は共同実施を可能 とする。現在は一括委託制であるが、 他の事業とは別に、医療の専門知識を もつ事業体に委託できる仕組みとする。
- ●在宅医療·介護連携の事業は2015年 度から順次施行、18年度にはすべての
- 市町村で実施する。医療計画との調和 を図りつつ、同事業を介護保険事業 (支援) 計画に記載する。
- ●認知症施策を包括的支援事業に位置づけ、市町村が「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の設置などに取り組む。18年度にはすべての市町村で実施、小規模市町村は共同実施を可能とする。
- ●包括的支援事業の一環として地域ケア会議の実施を介護保険法に書き込む。
- ●全国一律の予防給付のうち、訪問介護・通所介護を、市町村が地域の実情に応じて提供する地域支援事業に組み込む。17年4月までにすべての市町村で実施、同年度末には移行を終える。
- ●特養への入所を要介護3以上とする ことが適当。やむを得ない事情がある

2014年 謹賀新年 全日本病院協

全日本病院協会 常任理事 (50音順)

常任理事 新垣 哲

あけましておめでとうございます。

アベノミクス、消費税増税、TPP、診療報酬改定、 薬価改正など、すべてに複雑に絡んできます。問題 が山積する政治日程です。我々は冷静に対処できる 心構えが必要です。

常任理事 医療の質向上委員会委員長、個人情報保護担当委員会委員長 **飯田修平**

謹賀新年

昨年は、関係諸氏のご協力を得て、厚生科研費研究「院内医療事故調査のあり方」を全日病学会等で報告し、また、懸案のTQM・質保証等の研修を実施しました。本年は、医療へのTQMの展開を推進する予定です。諸氏の積極的な参画をお願いします。

常任理事 総務・財務委員会委員長 猪口正孝

新年明けましておめでとうございます。

診療報酬の改定や病床機能の再編などで病院経営 は激流に飲み込まれようとしています。本年、全日 病は存在を示し力強く活動することが求められてい ます。総務はそうした運営を支えていきます。是非 ご協力よろしくお願いいたします。

常任理事 広報委員会委員長、医療従事者委員会委員長 **織田正道**

新年明けましておめでとうございます。

病院を取り巻く環境は、これまでと比較にならない程のスピードで変化し、各病院のあり方が問われる時代になると思われます。このような時代にあって、広報委員会は、会員が健全な病院経営を継続していただくために必要な情報の提供に努めます。また、医療従事者委員会では事務長、看護部門長研修の更なる充実に力を入れて参ります。

常任理事 救急·防災委員会委員長 加納繁照

明けましておめでとうございます。

今年は、いよいよ全日本病院協会災害時医療支援活動班、「AMAT」が起動します。2月には第1回目の隊員養成研修を行います。是非とも多数のご参加と今後の事業展開に、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。今年の干支は甲午(きのえ・うま)、「改革により大躍進する年」とのことです。良い年になりますよう、頑張っていきましょう。

常任理事 学術委員会委員長 川島 周

明けましておめでとうございます。

今年は夏期研修会が熊本県で、全日病学会が福岡県で開催されます。各支部の皆様には大変お世話になります。大勢の皆様のご参加をお待ち申し上げております。

常任理事 介護保険制度委員会委員長 木下 毅

あけましておめでとうございます。

厚労省老健局補助金事業の研究を3つ行っています。そのうちの認知症の研究でオランダ、イタリアに行ってきました。報告書をご期待ください。

今年は経済が安定し、診療報酬も上がり医療・介 護が安定するように願っています。

常任理事 病院機能評価委員会委員長 木村 厚

明けましておめでとうございます。

日本医療機能評価機構は2013年4月1日より新評価体系による認定を行っています。①病院特性に応じた機能種別、②評価項目の効率化、③認定期間中の継続的自己評価改善活動の支援等です。中小病院を適正に評価できる評価項目になったと思います。訪問審査を受けた病院からも「受け易くなった」と聞いております。どうぞ新規もしくは更新受審をお願いいたします。

常任理事 高橋 肇

明けましておめでとうございます。

昨年より常任理事となり、医療の質向上委員会に加え、新たに、病院のあり方委員会と広報委員会の 委嘱を受けました。身を引き締めつつ、自分の特徴 を生かして、全日病に少しでも貢献できればと考え ております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

常任理事 土屋繁之

新年明けましておめでとうございます。

私は午年今年還暦を迎えます。生まれ変わった気 持ちで地域医療のため頑張りたいと思います。福島 県は東日本大震災被災県のなかでも放射線被ばく問 題があり未だ復興半ばです。

今後も全日病の多大なるご支援を願い致します。

常任理事 病院のあり方委員会委員長 徳田禎久

おめでとうございます。

診療報酬改定の内容は気にかかるところですが、第 6次医療法改正の病床機能分化の影響の方が懸念され ます。会員に還元できる対策を検討する予定です。

本年も宜しくお願い申し上げます。

常任理事 医療制度·税制委員会委員長、若手経営 者育成事業委員会 中村康彦

明けましておめでとうございます。

昨年4月1日より"公益社団法人全日本病院協会"が設立されました。今年4月の診療報酬改定と8%の消費税増税により、医療機関の経営基盤の弱体化や地域医療の崩壊が懸念される中、全日本病院協会として今後も医療と消費税の問題解決に尽力させていただく所存です。

本年も宜しくお願い申し上げます。

常任理事 人間ドック委員会委員長 西 昂

謹賀新年

人間ドック指定事業は、日帰り483施設、一泊28施設となりました。

人間ドック委員会では、本年も引き続き会員病院 の予防医学の向上に向けて特定健診・特定保健指導、 人間ドックに関する各種研修会の開催など有益な事 業展開を行っていく所存です。

本年も宜しくお願い申し上げます。

常任理事 濱砂重仁

謹賀新年

今年から、日本国にとって大地殻変動の年。消費税、農業、国防、法律改正等、特に病院機能再編成、 それに加えて診療報酬改定がある。

アベノミックスマジックの行方は? 急性期病床が減少してゆく中、癌と診断されて、手術が何カ月待ちの国になるのであろうか?

常任理事 濵脇純一

明けましておめでとうございます。

昨年はアベノミクスも順調に進み、然も2020年オリンピック・パラリンピック東京開催が決定し日本中が湧いて、これからの日本に明るい夢と希望を与えてくれました。

今年は診療報酬改定の年、国民の健康と経済再生 は車の両輪です。医療・介護難民の出ない、国民か ら金メダルをもらえる政策を切望します。

今年も御指導よろしくお願い致します。

常任理事 平山登志夫

謹賀新年

「税と社会保障の一体改革」に向け政府は消費税増税に踏み切り、国民会議では「新しい医療・新しい介護」の方針を打ち出した。

未だ経験のない超高齢社会を克服していく為には 知恵と努力が必要である。

超高齢社会の主役は高齢者自身である。高齢者の権利を擁護し要望を取り纏め政策に反映する日本型のAARP(全米退職者協会)の結成が望まれる。

常任理事 鉾之原大助

明けましておめでとうございます。

今年は診療報酬改定の年です。今回の改訂も超高 齢社会に備えるための医療機能再編を進める内容に なるだろうと思います。

種々の議論が進められる中、全国の病院が良質な 医療を今後も提供し続けられるよう微力ながら力を 尽くしたいと考えています。

常任理事 プライマリ・ケア検討委員会委員長 丸山 泉

団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて医療・介護が動いている。

政策にこのような大義名分がある時にこそ、私たちが何を守るべきで何に妥協すべきか、しっかりと した議論と背景の理論が必要である。

守るべきは地域の人々の安心。その決着の年である。

常任理事 美原 盤

明けましておめでとうございます。

今年は報酬改定の年であり、これが中小病院にとって必ずしも望ましいものにはならないのではと危惧しております。それでも質の高い医療を地域に提供すべく覚悟を新たにしている所です。

今年もよろしくお願い申し上げます。

常任理事 国際交流委員会委員長 山本 登

明けましておめでとうございます。

昨年より国際交流委員会委員長を仰せつかっております。ご好評を戴いている海外研修ですが、委員会の構成メンバーが若返った事もあり、広く会員の皆様方からのご意見を伺い、基本的事項の激変は避けつつも、新しい観点からの企画や細部の見直しを図って参りたいと考えております。

ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

場合は、市町村の適切な関与の下、要介護1·2の要介護者も特例的に入所を認めることが適当。

- ●サービス付き高齢者向け住宅も住所 地特例の対象とする。対象者は、住所 地の地域密着型サービスや地域支援事 業を利用できるものとする。
- ●一定以上所得者は2割負担を求める という点で概ね意見の一致をみたが、そ
- の所得水準については様々な意見があった。負担限度額は、高齢者医療制度の現役並所得に相当する所得がある者は、医療保険の現役並所得者の多数該当と同じ4万4,400円とすることが適当。
- ●貯蓄等が一定を超える場合は補足給 付の対象外とすることで概ね一致した。
- ●介護納付金の総報酬割については引き続き検討を行なっていく。

臨床研修制度見直し案まとまる

医師臨床研修制度の見直しについて 議論してきた医師臨床研修部会は、11 月28日の会合で、同部会がまとめた報 告書案に対するパブコメの結果を踏まえ た修正の可否について検討した結果、 募集定員に関する激変緩和措置の2013 年度末廃止などによって募集定員が大 きく減る京都府に対して、制度見直し 初年度の研修医に限って「直近(13年 度)の採用実績数を上限値とする」と、 1年限りの特例を認めることで一致。

その旨の経過措置を書き込んだ報告 書案で合意し、2015年度研修医の募集 から施行される見直しの内容が決まっ た。医師臨床研修部会の報告書は12月 19日に公表された。 新春座談会 I 「2025年に向けた地域密着病院の役割と課題」

原局長「回復期は急性期機能が無いと難しい」

「回復期は地域医療・介護支援型のようなタイプになるのではないか」

西澤 新年あけましておめでとうございます。昨年は次から次へと大きなテーマに追われる1年でした。2025年高齢社会に向けた医療提供体制の改革が社会保障審議会の医療部会を中心に議論され、まずは医療法を改正するという方向でまとまったわけですが、その議論過程を原局長よりお話しいただければと思います。

原 今回の医療法等改正議論の出発点 は2011年12月にまとめられた医療部会 の意見です。それに基づいて、医療事 故調査のしくみ、特定機能病院や地域 医療支援病院の要件見直し、チーム医 療の推進など、各種の検討会がつくら れました。

そして、医療提供体制については急性期医療について検討する作業グループが設置され、そこで病床機能報告制度という道筋が示され、この具体的内容が、さらに病床機能情報の報告・提供に関する検討会で議論された。かは12年11月に社会保障制度改革国民会議が内閣府に設置され、そこで医療保険制度を含む色々な議論がなる和た。その後は、その報告の内容を細かく肉づけする議論が行なわれてきたということではないでしょうか。

西澤 医療部会における議論は12月19日に「医療法等改正に関する意見」としてとりまとめられましたが、この中で一番注目されるのが、病床機能報告制度の創設とそれを基にした地域医療ビジョンの策定です。報告制度では、高

度急性期、急性期、回復期、慢性期と 病期にもとづく4つの医療機能を用い て、病棟の主たる機能を都道府県に報 告することが決まりました。

原 病床のさらなる分化を進めなければならない最大の理由は、医療従事者の配置の適正化を図るという点にあるのではないでしょうか。施設とか資金というのはまだ工夫の余地がありますが、医療を担う人材は限られています。2025年とその先を見据えるとき、病気は総量として増えていく。しかし、今のかたちの医療を続けていって現在の医師の配置でやっていけるのかというと、恐らく難しくなっていくことでしょう。

これからは、高度な医療ではもっと手厚い医師の配置が必要となりますが、その反面、そうでない領域もある。例えば、病院が入院医療というかたちで提供しているものを、病院以外の場所で提供していく必要も出てくるだろう。そういうように、必要な医療を色々な形でいうように、必要な医療を色々な形でいるな場所で提供していくことを考えると、こうした機能分化を進めていかざるを得ないだろうと思っています。

そういう意味からは、高度な医療から慢性期あるいは在宅まで、機能分化と連携の大きな流れをつくっていくというのが今回の医療法改正の一番大きな課題になります。その流れに応じて、人的資源を含む必要な資源を配置していく。それが一番効率的な医療の提供になる。そのための方向づけをしようとしていると私は考えています。

急性期の機能は地域包括ケアシステムに不可欠

神野 医療は「救う・治す」から「ともに 生きる・癒やす・看取る」へ向かうといった理念が、保険局の資料に出ていま した。まさに地域包括ケアシステムを構築 するにしても、急性期の機能は必ず必要 であるという認識でよろしいですね。 原 そうです。

神野 では、地域包括ケアシステムは、今回の病床機能の分化のどこに位置づけられるのでしょうか。地域包括ケアシステムは誰が担うのか。医療なのか、介護なのか。あるいは、どの機能でやるべきかという点の認識をうかがいたいのですが。

原 地域包括ケアシステムというのは、ケアという言葉が入っている上に、どちらかというと介護保険サイドでこの言葉が頻繁に使われることもあって、医療、特に医師は距離感を感じている、あたかも遠くから見ているような印象を受けます。しかし、地域包括ケアシステムには医療の領域がある。というなりも、施設であれ在宅であれ、必須要件だと思います。まして、急に悪くなった高齢者を診る機能が欠かせません。

実際問題として、うまくいっている 地域は必ず医師あるいは病院や診療所 が出ていっていますし、在宅医療連携 拠点事業のモデル事業でも、タイプは 色々ありますが、やはり医師や医療機 関がどうかかわっていくかが鍵だとい うのが一つのまとめだと思います。

神野 その在宅医療連携拠点事業をみていると、開業医が中心のところもあるし、ケアマネや地域包括ケアセンターが中心のところと色々ありますが、やはり、病院が入っているところがうまくいっているのかなと思います。この点の認識はいかがですか。

原 それはその通りです。入院が必要になる高齢者は必ずいますから、直接

にそこが在宅医療をやるということではないですが、入院の受け皿という機能は必ずないとうまくいかないと思います。

神野 全日病の会員には中小病院が多いのですが、地域包括ケアで、局長として中小の病院に求めるものは何でしょうか。

原 これは地域の状況を見な療をとと、 を見な療をあるああが機つもさん。例をするとなり、 でにやる診療」という機能でもあるあったがした。 でいる診療」という機能でするうにでするが、 でいるがないないがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいた。 ではながないるがないですがでいるがないですがない。 では、のでは、いいがな必までいる。 では、のでは、いいがな必までいる。 とは、関連ののはは、関連のはは、関連の点は、関連の点は、関連の点はにのができる形が望ましいできる。

西澤 地域包括ケアシステムは介護の側 から提唱されたということもあって、我 を療側もあまり重要視してこなかった という反省点があります。しかし、高齢社会に向けて何が必要なのか、医療はどうかかわっていくべきかを考えたときに、実は、我々も、この地域包括ケアシステムに主体的に係わらないとだめだと、つまり、医療なしでは成立しないのだという認識になってきました。

その係わり方は色々あると思いますが、神野副会長が述べたように、その役割は地域に密着している病院、特に中小病院が主に担うべきであるという認識になってきました。では、どのような係わり方をしていけばいいかということを、我々も考えていく必要があります。

在宅療養支援病院も、最初は診療所 だけだったのが、我々の要望の結果、 厚生労働省 医政局長原 德壽 (右端)

全日本病院協会 会 長 西澤寛俊 (左から2人目) 全日本病院協会 副会長 猪口雄二 (右から2人目) 全日本病院協会 副会長 安藤高朗 (左から3人目) 全日本病院協会 副会長 神野正博 (左端)



局長が医療課長だった08年改定で 「4km以内に診療所がない場合」に限っ て認められ、10年度改定では「200床未 満」にまで広がりました。我々中小病 院は、この在支病に取り組んでいくべ きであると思っています。

急性期は幅広い。四病協案の「病院類型3」も急性期だ

安藤 東京の都心部のように、大学病院とかがんセンターなどが集まったのとが集まといる地域には回復期や慢性期がほとない。しかし、西多摩地域には回復期や慢性期がほどは病療をあります。そうしたするというのとない。あるいは、その指理をするというのですが、病院にもいるそうというのですが、病院にも得るというのですが、病院にも得るというのですが、病院にもいるそうきにはかないかもしれない。そう考えにはいかないかもしれない。そうきにはいかなければならないだろう。変えていかなければならないだろう。

原 2次医療圏の設定は色々な要件で 決まっているので、一応その範囲で考 えるしかないとは思います。ただ、例 えば今考えている4区分でいうと、高 度急性期の機能は2次医療圏を超えて 県全体で考えざるを得ない部分がある とは思います。

ところで、急性期というのは非常に幅広く捉えられています。四病協の、急性期の病院というのが「病院類型1」という高度急性期に近い急性期型、専門型の「病院類型2」、それから回復期で近い「病院類型3」と分かれているよりに、急性期というのはかなり幅広い急性期というのはかなり幅広い会性期というのはかなりに、急性期というのはかなりに、急性期というのはかなりに、急性期というのはかなりに、急性期というのはかなりに、急性期というのはかなりに、急性期というのはかなりにと思うのです。したがっていると思うのです。したがってときないることです。

私が心配するのは急性期がバッファーにならないようにするということで、そのためには、この部分をどううまく分けていくかという問題があります。例えば、急性期病院が、四病協がいう「病院類型1」に偏ってしまうと、大変な資源の偏在になってしまう。急性期でも「病院類型3」ならいいのではないかと思いますね。

そこは、地域の特性あるいは診療科の構成など病院の事情も関係してくるのでしょうが、例えば、2025年にこれだけの患者がいて、それにこういう医療機能で対応しなければならないとして、では自院はどこに当てはまるのかといったときに、(4区分であれば)大きな齟齬は生じないのではないかと思います。それは、現在の急性期というのは

結構な幅があるからだと思うからです。 もっとも、そこは色々と議論がある ところでして、医療機能を将来的に4 区分のままで固定するのか、もう少し 分けるのかという辺りは、色々とデー

タを集め、実態を踏まえながら考えて

いかなければならないでしょう。

西澤 当面は4区分で臨むが、報告を 踏まえて検討する中で、2つの機能を 持つとか色々な形もあり得るのではな いかというのが、今局長がおっしゃっ たことと理解しました。

そうすると医療圏の問題も、2次医 療圏で全部完結というのはあり得ない ので、報告制度で各医療圏がどういう 状況になっているかをみて、例えば隣 接する医療圏が相互に異なる機能に偏 っていれば医療圏ごとの連携を組むこ とが考えられるというように、基本的 には都道府県が対応していく。恐らく、 そういうことも含めて医療部会の報告 には都道府県の役割拡大ということが 書き込まれたのではないかと思いま す。その辺りは柔軟にやる必要がある わけで、そこで、現場を一番分ってい る我々提供側が都道府県の色々な検討 の場に参加して、建設的な意見を具申 していくべきであるということではな いでしょうか。

猪口 都道府県に委ねるというのは分かるのですが、都道府県がやり切れるのかなという一抹の不安があります。例えば、東京都みたいなマンモスなところになると、2次医療圏を切り分けるといってもどうやっていいか分からないですよね。

原 東京都が一番やりにくいかもしれ ない。県を越えた患者の移動も多く、 隣接県とどうするのかという問題が課 題として残ると思います。いずれにし ても、都道府県には、医療圏の考え方 や対応例などを研修等で伝授するとい うことを考えていきたいと思っていま す。将来どのぐらいの人口になってど れぐらいの医療が必要かといった数を 計算するだけなら計算式を示せばいい わけですが、では、それを、その地域 の患者の動きも考えながら各病院にど う考えてもらうのか、そうした機能選 択の具体的な提案をどう示していくと いう点で、各県の力量が問われること になるでしょうね。

分化を進めるためには診療報酬のバックアップが必要

神野 急性期が多過ぎるという局長の ご指摘は、恐らく、各病院とも分かって います。しかし、「急性期はやめて回復

期にしよう」とどこで言い出すか、お 互い根比べのところがある。それが、 もし早く決めた方がより有利になると

新春座談会 I 「2025年に向けた地域密着病院の役割と課題」

西澤会長「都道府県や地域の病院団体の役割が重要になる」

「質を伴う機能分化が大切。中小病院は在宅、認知症対応、介護支援等を担うべき」



いうインセンティブがあれば、もっと 流れは速く進むという考え方もあるか もしれませんね。

原 08年の改定では、基幹病院からの 受け皿を設けようということで亜急性 期入院医療管理料2を新設しました。 そんなに沢山はできないだろうという ことで病室単位にしましたが。これは、 医療資源を投入しなければならない病 気は、例えば高度急性期病院で治療を 受け、一定段階になったら地元で医療 を継続してもらうという形を考えない と資源がうまく回らない。そこで、そ うした流れをつくりたいという思いか ら設けたわけです。

今後そういう動きはどんどん強くな ってくると思います。そういう資源が 集中した病院を効率よく使うためには 皆で受け皿をつくらなければならな い。恐らく、その姿がこれから益々は っきりしてくる。

今、なかなか動けないとおっしゃっ たけど、そこは決断していただかない と。そこはまさしく、地域医療ビジョ ンの中でどういう機能をどこが担って いくかという将来像を描くときに、誰 も回復期はやらないということでは困 るわけでして、そこは決断をしていた だく必要があるだろうと思います。

西澤 これは制度的な話と診療報酬が どうしても絡んでくる話かと思います ね。診療報酬の誘導というのは我々は あまり好まないのですが、ただ、制度 を進める上である程度診療報酬がバッ クアップしていくということはあり得 ることかと思います。

我々は常に医療の質を考えています。 そうすると、財源などの都合から、本

地域でどういう機能を持つかは地域で話し合うといい

来であればまだ急性期にいなければな らない患者を無理やり急性期から出す、 そして、受ける方も質とは関係なく受 け入れるということがあっては、国民 にとって不幸だと考えます。

したがって、今考えている回復期と いうものもどういう機能を持つべきか を明確にして、それにふさわしい質の 確保をするというようにしなければ、 安心して回復期に行けないということ になります。やはり、それなりの設備 や人員配置、また、それにふさわしい 報酬というものが必要ではないかと思 います。この点、我々からみると、制 度を担当する医政局と報酬を担当する 保険局の間の連携が今ひとつとれてい ないというか…。

原 そのあたりはうまくいっています よ(笑)。診療報酬で言えば、例えば、 7対1に関してはサイズを小さくしなけ ればならないので、単価を上げて、今 やっている医療を短くする。そうする と少々上げても財源は出てきます。そ の財源を、例えば回復期、つまり受皿 病院の単価を少々上げても、十分お釣 りが来るのではないでしょうか。

それで、西澤会長がおっしゃった回 復期に安心して行けるようにするため には、どうしても急性期機能がついて いないと難しいだろうと思いますね。

それは、日本医師会と四病協が出し た、どういう機能の組み合わせで病院 類型を考えるかという中で、さらには、 四病協から追加で出された地域医療・ 介護支援型という類型、ああいった、 急性期と回復期を組み合わせた病棟あ るいは病院というものになるだろう と、私は思います。

回復期のリハは単独であり得るかも しれない。しかし、普通の急性期後の 医療に関しては、受け皿として必ず急 性期機能、そのボリュームはどれぐら いかという点はあるでしょうけど、そ れを持っていないと多分無理だと思い

西澤 これは我々が現場で一番分かっ ていることですから、きちんと質の担保 をするためにはこうあるべきだというこ とを、データを基に示して行政に認め ていただきたいし、片方では、国民や 患者にも「それなら安心だ」と言っても らえるようになれば、と思っています。

将来を見据えながら、どういう方向に 行くかを考えて話し合っていただくこ とが大事だと思っています。

西澤 病床機能報告制度にしても地域 医療ビジョンにしても、地域に権限と 責任を持たせるという考え方がベース になっています。これは、ともすれば、 行政に権限と責任を集中させるという ように取られがちですが、それは誤解 です。地域ごとに、行政、医療提供側、 地域住民が今後の医療のことを一体と なって提供体制を構築しなさいという ことだと思います。

そうすると、中央における病院団体 とは別に、都道府県や地域における医 師会や病院団体の役割が非常に重要に なります。そういう意味から、病院団 体のあり方が変わってくるのではない かと思います。これに関して、局長は どうお考えですか。

原 病院団体が参画することは否定し ませんが、そこは都道府県の判断だろ うと思います。医師会にしてもそこで

診療しているという実績を踏まえて参 画しているのですから、普通に考えれ ば、病院の代表は必ず入るだろうなと いうふうには思いますけどね。

西澤 そう考えますと、これからの病 院団体は、全国レベルと地域とで役割 が違ってくるのではないかと思います。 それぞれが役割を果たし、そして相互 に連携していくことによって日本の医 療をよくしていくのだろうと思います。 これからは我々全日病も、地域に根づ いた支部活動というものをより強化し なければならないと思います。

神野 臨床機能だけでなく、医師確保 にかかる地域医療支援センターや看護 師確保におけるナースセンターの問題 も、それぞれの地域で、病院間や医師 会との間で話をしていかないといけな いということですね。

猪口 本来は、病院団体と看護協会そ して医師会が、オープンマインドで連 携して、協議を重ねていくのが一番な んでしょうね。

中小病院こそが地域に密着した医療機関の核である

神野 医師の仕事がどんどん分化して きています。今、専門医機構のほうで総 合診療医を制度化する検討が進んでい ますが、若いときに専門分化した医者 のその後をキャリアパスできちんと組み 立ててやらないと、熟年とともに行き詰 ることになるのではないでしょうか。

原 総合診療専門医を制度化する中で、 臨床研修を終えた人から育てていくと いう流れだけでなく、専門領域の医師 から総合診療専門医になるという道筋 を整えるということになっています。

安藤 それは、地域医療を担っている 中小民間病院の中高年ドクターでも、 仕事をしながらある程度のカリキュラ ムをこなせば取れるということになる のでしょうか。

猪口 取れるはずです。開業医も取れ るようにしたほうがいい。

安藤 それは夢があっていいですね (笑)。

原 とりあえずそれをつくらないと、総 合診療専門医はすぐには誕生しません からね。そういうパスが必要であると いう話にはなっています。

西澤 急に総合診療医といっても無理 ですから、専門医としての経験を経た 後に所定の教育を受ければ認定される という仕組みは必要だと思います。地 域に根ざした中小病院では、複数の病 患を持った患者を相手にすることが多 いわけで、総合診療医の働き場所は、 診療所であれ中小病院であれ、地方だ けでなく東京でもあるのではないかと 思います。

全日病も、地域に密着した中小病院

域に密着した医療機関の核であるとい う認識に落ち着いていくのではないか と期待しています。

我々は、地域に密着した中小病院の 役割として「地域一般病棟」というのを 10年前から提唱し、そのうちの幾つか は診療報酬で評価されています。しか し、今回の病床機能報告制度の議論の 中で、四病協として、その進化版とい うべき「地域医療・介護支援病院」を追 加提言しました。

これは決して好き勝手に言っている のではなくて、こういうものが整えば 日本の医療はうまく回っていくのでは ないかという思いでやっています。12 月初めの医療部会で追加提言を報告し たときに、患者団体の委員が「私たち もそういうタイプの病院があるとあり がたい」と言ってくれました。これは ぜひとも実現しなければならないと強 く思った次第です。

猪口 四病協が提言した概念が制度の 中で生かされることを要望するととも に、我々も全日病として、会員病院に こういう医療を提供して地域に根ざし ていこうではないかと取り組みを促し ていきたいと考えています。なんとか 実現できればと期待しています。

西澤 そういう意味からも、目先の、 決して甘くはない診療報酬と辛さだけ ではない医療法等改正にきちんと対応 し、2014年を地域に密着した病院の基 盤づくりに向けた1年にしたいと思い ます。原局長には、要望への対応やア ドバイスなど、引き続くご助力ご指導 をお願いする次第です。

病院がしっかりとやっていただくこと

安藤 ところで、今、医療法人制度に 関連して"ホールディングカンパニー" という話が出ています。自分たちの地 域でも、最近は結構大型の病院グルー プが進出してきて、経営が厳しいとこ ろがあるとM&Aをかけるといった状 況が生じています。

今回決まった新たな機能区分の中で、 仮に機能の量的調整の話し合いがうま く行かずに立ちどまったり停滞してし まうと、都道府県も整備を急ぎたいで しょうから、大きなグループ病院による 機能充足を優先していくのではないか ということが危惧されるわけですが…。 原 それには2つの側面があるのでは ないでしょうか。1つは中小病院の存在 です。日本に民間の中小病院が多いと いうのは、急性期の医療を身近に受け られるという意味からも、国民にはと てもいいことだと私は思っています。 効率の問題はありますが、まあ、今の かたちで進んでいけばいいだろうと思 います。

それが、大きなグループになると、

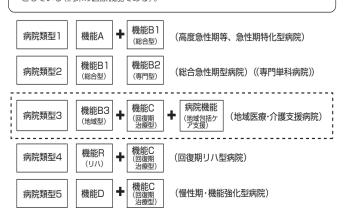
どうしても全体の効率化が優先され、 集約化していくという方向になったり もする。そういう意味で、地域の中小 が患者にとってはありがたいでしょう し、恐らく、中小病院が地域からなく なったら困ると患者さんは思っている のではないでしょうか。それが一つ。

それから、大きなグループで展開し ているところは、例えば医療法人同士 であっても十分に連携しながらやって いるグループもあるし、地域を越えて でも行けるという医療機関連携を実現 しているところもあるし、共同購入と か沢山の例がある。こういうように、 支配関係ではないグループ化というの はできていくのではないかと思います

いずれにしても地域の中でどういう 機能を持つかは、まずは地域の中で話 し合ってもらう。それでも話がつかな いということになれば、それは都道府 県が出ていくという場面は出てくると 思いますが、基本は、まずは皆さんで

図/四病協が追加提言した「機能分化と病院類型例」

高度急性期機能 (ICD等) = A、急性期医療機能 (病棟) = B、回復期医療機能 (病棟) =C、リハビリ機能(病棟)=R、慢性期医療機能(病棟)=D、 としている(病床の医療機能である)。



イマリー・ケアに対 応していこうでは ないかということ で、昨年8月に「プ ライマリー・ケア宣 言2013」を表わし、 在宅医療や認知症 あるいは終末期へ の対応を研修等で 支援し、会員病院 の質を上げていく という試みを始め ています。こうし た取り組みを続け ることによって、 中小病院こそが地

の役割としてプラ

新春特集Ⅱ 四病協4会長座談会 「一体改革における病院と病院団体」

西澤 新年おめでとうございます。四病 院団体協議会は今年で結成14年目を迎えました。医療にとっては引き続き厳しい課題に直面する2014年ですが、4 病院団体の結束はいまだ健在です。本年も一体となって医療改革に対応していきたいと思っています。

さて、私どもの最大の懸案事項は、 12月19日の社会保障審議会医療部会で まとめられた「医療法等改正に関する意 見」、なかでも病床の機能区分と地域 医療ビジョン策定の問題かと思います。

「急性期病床群」として始まった病床区 分の議論は、一般病床全体、さらには 一般病床と療養病床を対象にした機能 分化の議論となり、各医療機関が病棟 の医療機能を報告し、それを基に都道 府県が地域医療のビジョンを策定する という方針となり、高度急性期、急性 期、回復期、慢性期の4区分を用いて 報告することに落着しました。

堺 私が残念に思うのは、一方では医 政局による医療法の話があり、他方で は保険局による診療報酬の話があると いうように、あるべき姿の議論と並行 して改定という目先の議論が進んでき たということです。

そういう中で医療法を改正するという結論が出たのですが、実際、最終的にどうなるかがまだ見えないというのが正直な感想です。例えば、西澤会長は12月11日の医療部会で、四病協が提

言した「地域医療・介護支援病院」と医政局の4区分あるいは改定議論における亜急性期病棟との関係、病棟機能と病院類型の関係などについてたずねられましたが、それに対しても明確な答えがなかったように思うのです。

我々は決して何でも反対ということで はないのですが、報告制度で自院の機 能をどう報告したらよいか、会員病院 はかなり戸惑っていると思うんですね。

西澤 実際の病棟は1つの機能で報告しきれるものではありません。その点、報告事項の具体的な内容がまだとなり見えないまだはっき、まだはっきがあります。その一方、こを制めります。を報酬改定をかなります。ということで、7対1の要件を放りしまったということで、7対1の要件を放りしまったとしています。しかしてこれが見えていますが見えない状況にあります。というないまで更急性期病棟ができよがらことでであるまだ見えない状況にあります。

会員からも、報告制度だけでなく、 目先の改定にどう対応したらいいのか といった質問が来ています。この辺り は、局が違うといえども、厚労省とし て、それぞれの議論を1つの方向性で、 分かりやすく説明してほしいと私自身 感じています。もちろん、我々自身の 意見も引き続き主張していかなければ ならないと思っていますが。



山崎 7対1が35万床もあるというワイングラス型の分布をどう砲弾型に収束していくかという診療報酬上の課題が、医療法の問題とごちゃまぜになっ

ている。したがって、我々にも非常に 分かりづらいところがあります。

それと、高度急性期、急性期、回復期、 慢性期という機能区分を導入する場合



に、地方の、例えば80床程度の病院は どう報告するのかという問題がある。 というのも、その地域にそこしか病院 がなければ、高度急性期の患者もいる し、急性期や回復期の患者もいる。さ らには慢性期の患者もいるわけです。

それを病床別ではなく、病棟別に報告するという。では、急性期で報告しておいて診療報酬の上でケアミックスが認められるのか。そうした各論的な話がないままに進んできた。結局、これは、大きな病院を想定した話なのではないでしょうか。

西澤 確かに病院のタイプをめぐって 2つの問題があります。1つは地方の病 院ということ、もう1つは中小規模の 病院ということです。

医療部会がまとめた「医療法等改正 に関する意見」の4つの機能区分を説明 した箇所に、「実際の病棟には様々な病 期の患者が入院していることから、医療機関が併せて報告する具体的な報告 事項は、提供している医療の内容が正確な実績として明らかとなるようなものとする必要がある」という但し書きがあります。

つまり、報告は4区分のうちの1つでするが、例えば、病棟によっては「急性期は機能の半分で、あとの半分は回復期あるいは慢性期」という場合があり得る。そういう実態をきちんと把握できる報告内容にするといっているわけです。しかし、そうした実態を把握した、ではどうするのかという問題があります。

つまり、そうした実態があるのであれば、それを認める制度にしなければ 意味がない。診療報酬もそれに合わせ なければならないということになるわけです。

高度急性期の病院というのは考えられない・

日野 私は報告制度はできないと思います。というのも、入り口で急性期とか回復期なんていっても、診ないと分からないじゃないですか。で、報告し

た機能と違う患者だからといって他に 回すといっても、地域連携がそんなに スムーズに行くわけではない。続けて (下段に続く)

我々は今後も最適な医療を提供する最適な機能分化を提言する

機能報告制度実際の病棟機能が報告できないとうまくいかない

治療してもらうことがまずは優先で、 しばらく時間がたってから他の病院に 紹介するということであれば実現性は あると思うのですが、それは、こんな 構図とは相入れないですよね。

高度急性期の病状というのを担当官がよく分かっていないんです。急性期の中で何人か高度急性期の患者があり得ても、それだけ切り出して高度急性期病院をつくるのは非現実的だと思います。高度急性期という病院を法的に位置づけようとしたようですが、そんなところにコンスタントに患者が来ます? 多分、病床稼働率は半分を切るでしょう。

他の病院群に関しても、そんなクリアに線が引けるものではなくて、西澤 先生がおっしゃっている地域一般病棟という考え方をそのまま踏襲すればそれでいいわけです。

堺 一般病床には、特定機能病院がある、あるいは地域医療支援病院もあるというように、色々あるので分りにしても、例えばICUとかに特化するんだったら、大学病院のような沢山のベッドは要らないんです。急性期病院というのはある程度分ります。あと慢性期も分かるんですが、問題はその間のところです。

ところが、この議論は7対1を減らす話と重なって出てきた。そうすると7対1の受け皿はどうなるんだという議論になってくる。ですから、どうも不純なんですよね。

西澤 高度急性期だけの病院というのはあり得ないですね。実際は、高度急性期の病棟と、一般の、いわゆる急性期病棟とが混じり合った病院ですから。日野先生が言われたように、基本は急性期です。まずは、急性発症したときにどこかの医療機関が受け付ける。その時点では患者の病状がどの程度か分らないので、振り分けから始まるのではないでしょうか。

ただ、入院する時に、やはり病状に合ったところということになると、その病棟機能として、高度急性期、急性期、回復期に分けることはできるのではないかということで、我々としても、この報告制度でやってみようということになったと思いますね。

堺 ところが、医療機能といっても、病床があって、病棟があって、そして病院が出てきた。そのところをどう取り扱ったらいいのか、我々にも分からないところがあります。恐らく、厚労省も分かっていないと思うんです。議論していて、そう感じます。

現場の詳しいデータが必要。報告制度にも一定の意義

山崎 この4つの区分は病気が治っていく前提でシミュレートしたわけでしょう。では、高度急性期に入って重症のまま経過している患者、長期重症患者はどこに入るのか。そういう論理が

まったくないんです。

どうも、平均在院日数を短くすれば すべて病気は治るみたいな、そういう 神話的な発想で話が進んでいる。しか し、救命で来たけども重症がずっと長 期に続いている患者は実際にいるわけ ですからね。

堺 厚労省が考えているのは、DPCの流れに沿って、結局は在院日数で分けていく。それがある程度長くなるとマルメの話しになっていく。ということで発想が非常に単純な気がしますね(笑)。確かに、レスピレーターにつないでいるような患者は医療資源がかかります。そういう患者は急性期からそっちに持っていこうという発想なのかもしれませんね。

西澤 これは、やはり、我々現場が詳しいデータを出していかないとだめだということですね。であるならば、報告制度には問題もあるかもしれないけど、我々がどういう患者を診ているかというデータを出して、そのデータをもとに、我々も参加する中で機能分化を図っていくべきかとも思います。

では、どの程度の機能分化がいいのか。過度な機能分化はよくありませんが、大雑把過ぎてもうまくない。患者

に合った最適な医療を提供するということが大切です。そうした視点に立てば、まったく機能分化しないで最後までいるというのはよくない。例えば、もっぱらリハビリに集中すればいい患者は、専門の病床に入るのが望ましいわけです。そうした最適な機能分化というものを我々が提言し、それに沿って推進されることが望ましいわけです。

堺 そういう入り口の議論は何回もやられているんです。しかし、どういう内容の報告にするのかというと、まったく見えてこない。したがって、こういう内容にするというものを出しているらい、それで各病院の現場が、それであれば自院の病棟はこうな実態だと、ある程度納得して報告できる形にしていかないと、現状のままでは無理かもしれません。

日野 診療報酬はもうすぐ姿が見えてきます。診療報酬が決まれば、いくつかある入り口がみえてきて、おのずと選択肢が決まってくるかもしれませんね。

7対1は病棟単位にしていいのではないか -

山崎 7対1をつくってから8年たっている。その間に、歴代の医療課長が軌道修正をやらなかったことに問題があるんですよ。35万床まで膨らませて、「お前ら何で勝手に増やすんだ」みたいな話にしているけど、膨らんでいく過程でいくらでも手を打てたはずです。 西澤 そもそも、看護師さえ集まれば

西澤 そもそも、看護師さえ集まれば どうぞ行ってくださいと言ったのは厚 労省です。その厚労省が、今になって 梯子外しをしている。これを繰り返し ていたら、診療報酬に対して、我々は、 いつ梯子外しをされるのかなとびくび くしながら従うことになる。これでは 診療報酬に対する信頼がまったくない ですよね。

国民会議の報告書にも書いてありま したが、やはり、これからは医療関係 と行政の信頼関係がないと改革はでき ないということを、厚労省にも考えて ほしいものです。

堺 ちょっと議論の筋が違ってるんで すね。日病は、7対1は病院単位ではな (7面上に続く)

〈写真右から〉

日本病院会会長

堺 常雄

日本医療法人協会会長 日野頌三

日本精神科病院協会会長 山崎 學

全日本病院協会会長 西澤寬俊 (6面下から続く)

く、病棟単位にしていいんではないか という考えなんですが…。

西澤 私どもも病棟単位の方がいいと 考えています。

堺 今回は、亜急性期も病棟単位にな るわけでしょう。そうすると、7対1だ けが病院単位っていうのは難しいです よね。第一、機能区分からいってケア ミックスの病院が出てくることを認め るようになるんだったら、病棟単位に しないとやっていけないでしょう。

医師は足りない。メディカルスクールが必要・

堺 病院の職員が疲弊しているという 話がよく出ます。確かにそうなんですね。 日病が行なった会員調査でも、ほとん どの病院が無理を承知でやっています。 従って、万一、奈良県立病院みたいな ことになったら、日本の病院はほとん どアウトではないでしょうか。

西澤 日本の10万人あたりの医師数は 先進国の中でも下のほうです。どう見て も少ないんです。にもかかわらず、医学 部新設はようやく東北で1校だけです。 山崎 医師は圧倒的に足りません。日 本医師会はこれ以上医師を増やすと大 変というけど、そもそも自由開業制の 下でどんどん開業させて、かつての歯 科診療所と同じ状態が開業医にも出て きているわけです。だから、日本医師 会の執行部が自由開業制を制限するっ て言ったら、反対する医師はいないと

西澤 自由開業制に規制を加えてはと いうことですか…。

思うんですよ。

山崎 そう。病院に地域医療計画があ るように、開業医にも診療科別の地域 医療計画をつくるべきではないかと思 うんです。

日野 医師不足の結果、ひとり紹介・斡 旋業がおいしい思いをしています。看 護師と医師にターゲットに絞ってね。 実にけしからん(笑)。

西澤 我々四病協としては、医師の数 は足りない、もっと増やすべきだとい う見解ですね。

堺 そうです。医師会は、20年とか30 年後には医師は余るって言っています が、それまで、現場の医者はどうすれ ばいいのかっていう話になりますね。

山崎 そのまま疲弊していろっていう ことじゃないのかな(笑)。

西澤 今はリタイアする医師と新卒の 差でかろうじて増えていますが、それ でも足りない。問題なのは、団塊世代 の医師がこれからリタイアしていくと、 ある時点から、やめる医師の数が増え る時代が来るということです。ところ で、四病協はメディカルスクールを提 案していますが…。

山崎 メディカルスクールについては、

新春特集Ⅱ 四病協4会長座談会 「一体改革における病院と病院団体」

総理大臣宛の要望書を12月10日に提出 しました。聖路加病院に第1号をつくら せてほしいと、具体的な病院名もあげて 要望しました。安部総理もこれからは医 療の国際化と言っていますが、医療の国

際化をするときに英語が話せないドクタ ーじゃしょうがない(笑)。やっぱりメデ ィカルスクールをつくって、英語で講義 して、試験も英語でやって、そういう 医師をつくっていかなきゃだめですよ。

看護師だけでなく介護職の不足も深刻

西澤 看護師不足も深刻です。今は 150万人ぐらいで、2025年までにあと 50万人必要だということですが、潜在 看護師が70万人ほどいるともいわれて います。新しく就業する数からやめる 数を引くと、現在は年間3万人ぐらい 増えている。したがって、それを確保 しつつ、潜在看護師を掘り起こしてい けば、ある程度いくかなという気がし

問題はナースセンターです。今回、 看護師の一部の届出が制度化されまし たが、届出先のナースセンターは各都 道府県の看護協会が運営しています。 しかし、ハローワークとナースセンタ ーを比べると、明らかにハローワーク のほうが斡旋の実績がいいんですね。

それで、ナースセンターが効率的に 動くようにするために、医師会や病院 団体も入った運営協議会等を設置する ことが、今回の「医療法等改正に関す る意見」に書き込まれました。したが って、我々もナースセンターの運営協 議に参加することになります。

日野 この体制は急いで整えてほしい ですね。

山崎 ナースセンターというのは、県の 看護課長をやった人が天下りで長にな ったり、公立病院の看護部長をやった人 が天下るっていう世界です。ですから、 動いても、公・公で斡旋をやっている

だけで、公・民がないんです。

ただ、私が危惧するのは、今の若い 看護師はみんな携帯を持っているでし ょう。すると、携帯端末で業者のほう に登録をしちゃうんです。何故かとい うと、業者に登録すると紹介料の3割 から4割をもらえるから。そういう仕 組みをつくられちゃっているんですよ。

「医療法等改正に関する意見」の 「医療機関の勤務環境改善」のところに、 「きめ細やかに支援を行う総合的かつ 専門的な支援体制」ってあります。これ は、日看協が厚労省と話し合ってつく った「雇用の質向上のための取り組み」 にある、例えばアドバイザー派遣事業 のことではないですか。社会保険労務 士とか…。

西澤 私も、そういう人が来てもあま り意味がないと思ったんですが、実は 今回は、単なる業者ではなく、例えば、 地域の医師会とか病院団体が間に入っ てアドバイザーと組み合わせて相談に 乗るというような仕組みになるはずで す。ある意味では病院団体がその病院 の相談に乗ってあげるっていうような 形を今回は入れたつもりです。そうい う点では、今までよりはよくなるんじ ゃないでしょうか。

堺 それならば期待しましょう(笑)。 日野 うちは介護の職員がいなくて本

(下段に続く)

地域包括ケアでは「地域医療・介護支援病院」の役割が大きい

都道府県と地域の各レベルで病院団体の役割が重要になる

当に困っているんですよ。最低生活は保 障できるだけの給料が出せるような介護 報酬にしないと無理ですね。出世はでき ないし、年収も300万円どまりですよ。 堺 それじゃ夢も希望ももてない(笑)。 西澤 医師や看護師の不足も深刻です が、片方で、介護職のなり手が少ない

というのも深刻ですね。若い人が少な くなるという問題もありますが、やは り処遇の問題があります。一時は不景 気で職がない人が来るかと思ったけ ど、やはり介護の方には来なかった。 それだけ厳しい仕事だということで す。

地域包括ケアのリーダーは病院関係者がいい-

堺 地域包括ケアって言われていますが、 医療の中ではなかなか俎上にあがってこ ないですね。簡単に医療・介護連携と言 いますが、では具体的にどうするかと いうことがまったく出てこないんです。

私は東京から横浜に住まいを移した ときに、家族に年寄りがいるので、ど こで診てもらったらいいのか探したん ですが、これがまったく分からないん です。もちろん医師会に相談すればい いのでしょうが…。しかし、一市民と いう立場からは、やっぱり、そういう のが地域で機能していてほしい。つま り、最終的なよりどころは安心して診 てもらえるかかりつけ医か病院がある ということだと思うんです。

西澤 今回の改正では医療提供体制と 地域包括ケアシステムの関係構築が重 視されています。地域包括ケアが効果 的に機能するためには医療が有機的に 組み込まれないとだめだということは、 我々医療人も含めて、関係者の間で共 有されつつあると思います。

病院団体としても、会員に積極的に、 地域で医療・介護の連携に取り組むこ と、地域包括ケアの中で活動していく ことの大切さをアピールしていかなけ ればならないと思います。例えば、地 域における病院の取り組み事例を収集 するとか…。

日野 地域包括ケアのシステムをつくっ ても、メンバーはいるんですが、医療 に関してはほとんど素人の集まりにな っています。地区医師会の先生とかが リーダーであればまだいい、病院の関 係者であればもっといいんですがね。 そうでないと、疾病のことが全然分か らないですからね。これではだめです。 堺 あれはエリア的には中学校ぐらい の大きさっていうことでしょう?

日野 そうです。 堺 そうすると、四病協が11月18日に発 表した「地域医療・介護支援病院」の役 割が重要になりますね。地域包括ケアセ ンターとかに任せても難しいと思います。 やはり、ある程度は、病院がかかわっ ていく必要があるのではないでしょうか。 西澤 そうなれば、堺先生がおっしゃ った引越先でどの医療機関に行けばい いのかというときに窓口的役割も果た

堺 そうです。ですから、病院が病院 であるだけでなく、そういうものも包 括した形で機能していれば、例えば、 病診連携医師とかをオープンにしてい くこともできますね。

首長に「病院団体の意見も」と言われるようになるべき‐

堺 今回の医療法改正は都道府県に色 々な権限を移譲するとしていますが、今 まで、医療審議会は医師会が中心で、病 院団体はほんのつけ足しみたいな感じ でした。したがって、これからは我々 病院団体の役割、全国レベルではなく、 とくに都道府県レベル、地域レベルの 病院団体の役割が非常に重要になって くると思うんです。行政も病院を抜き にして話ができない時代に来ていると 思います。ですから、我々はもっと声 を大にして、色々な分野でもっと頑張 っていく必要があると思います。

西澤 病院団体の役割は、全国レベル で政策をつくったり制度をつくる作業 に参画することが一つですが、もう一 つ、都道府県や市町村レベルで同様の 取り組みをするという役割があって、 これからは後者の役割が非常に重要に なりますね。

そういう意味からも、我々は今後、 全国団体として、あるいはこうやって 全国団体が集まってやっていくという ことと同時に、今度は地域でも連携を 組んで一丸となるということをしてい かなければならないと思います。

堺 まったくそうです。ですから、例 えば、岡山県は県病院協会の組織率が 99%もあって、大学病院も入っていま す。大概のところは病院協会があるん ですが、そうじゃない地域もある。地 域でかなりの温度差があるんです。し かし、我々の仲間である地域の病院が 困らないような形でサポートできる仕 組みができないかなと思うんです。

山崎 群馬県は、私が14~15年前に 病院協会に一本化しました。大学病院 も入っています。その方が活動がスム ーズで、個別の団体で活動するという ことがなく、一つの病院協会として動 いています。県の色々な審議会にも病 院協会の代表も出ています。

西澤 北海道病院協会も似たような状 況です。もともとは私立病院だけだっ たんですが、公立病院も加わって組織 率も70%ぐらいになっています。全日 病や日病の支部役員も入っていて、積 極的に活動しています。地域では、こ れからこういう形が必要ですね。そし て、中央の問題には、この4団体が機 能していくという関係が…。

堺 そうしていくことで、首長さんが 「医師会だけでなくて病院団体にも」 って言ってくれるようになることが、 病院からすれば本当にいいわけです。

西澤 我々が中心となった改革で、安 心、安全な医療体制の2025年を迎えた いものですね。我々は、もはや提供する 側ではなく、受ける側ですからね(笑)。 その頃には病院団体のあり方も、きっ と変わっているかもしれません。

2025年が夢のような社会になるの か、それこそ夢に終わるのか、行政任 せではなく、病院団体と全国の病院が もっともっと頑張っていく必要がある ようです。それでも夢に向けて、2014 年を少しでも良い年にしていきたいも のです。本日はありがとうございまし

消費税分を乗せたみせかり

2014年度の診療報酬 実質は小泉内閣以来の大幅なマイナス。医科はプ

2014年度の診療報酬は、消費税対応分を除いた実質がネットで-1.26%と、06年 小泉改定以来の大幅マイナス改定となった。(1面記事を参照)

14年度の改定率は、12月初めまで、消 費税補填分を加えても、小泉内閣時代 (06年度改定)の過去最悪 (-3.16%) に 次ぐマイナス改定になるという噂が出 回るほど、厳しい情勢にあった。

それを、消費税補填分を加味すると +0.1%にまで押し戻したのは「国民医 療を守る議員の会」の力が大きい。こ れを受けて、自民党の政調部会が強力 に働きかけた結果、官邸は一定の譲歩 を余儀なくされた。

それでも、政治判断の結果は、実質 でマイナスという厳しいものであった。 しかも、薬価等引き下げによって捻出 される約5,400億円は本体報酬の財源に しないという方針が貫かれた。これが、 今後、既成事実化される恐れがある。

これは、今回の改定が官邸のペース で行なわれたためだ。政府筋が「今回 の予算編成に内示はない。したがって 閣僚協議は復活折衝ではない」と指摘 したように、改定率をめぐる田村大臣 と麻生財務大臣の協議(12月20日)は正 味数分と、いわば表敬訪問であった。

12月20日の会見で田村厚労大臣は 「消費税の補填分は確保できた」と胸を 張る一方、「消費増税で国民の負担感 がある中、医療が国民負担にはね返ら ないようにするという立場から、別途、 200億円と900億円を公費で確保するこ とで財務大臣と合意した」と力説した。

しかし、900億円は医療提供体制に 投じられる、診療報酬と関係ない財源 である。一方、200億円は7対1からの 離脱を決意させる一種の"支度金"だ。

これらには消費税増収分の一部が投 入される。この増収分があるが故に、 その一部を外づけで運用することで、 診療報酬はスリムとなってマイナス改 定が実現。一方、消費税分が上乗せさ れたためにマイナス改定が一見プラス にみえるカモフラージュが作られ、薬 価等引き下げ分の約5,400億円が一般財 源に残るという"手品"が実現した。

この"手品"の仕上げに使われたのが 財政支援制度(基金)で、あたかも改定 率の不足を補うかのように改定率と同 時に発表された。

機能分化等の基金は14年度904億円。以後も増税分が投入

12月25日の中医協で、宇都宮医療課 長は、各都道府県に設置される基金 (新たな財政支援制度)の規模は、14 年度で904億円(消費税増収分の充当 544億円、一般財源からの手当て360億 円)。その使途は、①医療従事者の確 保・養成、②在宅医療の推進、③医療 提供体制改革に向けた基盤整備である

旨を明らかにした。

資料には、「病床の機能分化・連携を 推進するための基盤整備は、14年度は 回復期病床等への転換など必要なもの のみを対象とし、15年度に地域医療ビ ジョンが策定された後、さらなる拡充 を検討する」と記された。

関係筋によると、基金の法制化によ



▲田村厚労大臣は診療報酬とは別に900億円の基金が設置されると発表した

度計上されることになる。

地域医療再生基金が公的 中心の配分となった失敗を 避けるため、国が策定する 基本方針や交付要綱に、官 民に公平に配分することを 求める旨を記載するなどの 対応がとられる予定だ。

って、消費税増収分は毎年 ■2014年度診療報酬の改定率(厚労省資料から)

	名目	消費増税の補填分	実質改定率
全体(ネット)	+0.1 %	+1.36%	▲1.26%
本体報酬	+0.73%	+0.63%	+0.1 %
医科	+0.82%	+0.71%	+0.11%
薬価·材料価格	▲0.63%	+0.73%	▲1.36%

①別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方の保険適用除外など の措置を講じる。②別枠、公費によって、7対1移行の激変緩和措置として約200 億円(本体報酬に対して0.15%)の財源が確保される。

「ホールディングカンパニー型法人」へ、規制緩和を求める

産業競争力会議の医療・介護分科会 は12月25日に、9月以降の諸課題の検討 状況を中間整理。その中で「非営利ホ ールディングカンパニー型法人」の創設

を取り上げ、必要な規制緩和の検討を 求めた。「中間整理」は、1月に閣議決 定される成長戦略の実行計画に盛り込 まれる。

医療・介護等分科会 「中間整理」から -

●「非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の創設

- ・新法人が傘下法人を社員総会等を通 じて統括できるようにするため、医療 法人や社会福祉法人の構成員に法人も 認める等、規制緩和を検討する。
- ・議決権その他の新法人のガバナンス に関する事項を定款で自由に定めるこ とを可能とする等の措置を検討する。
- ・グループ内法人間での金銭貸付や債 務保証やグループ内法人間での剰余金
- の効率的活用を可能にする等の措置を 検討する。
- ・新法人と傘下法人からなるグループ が地域包括ケアを担う医療介護事業等 を行なう営利法人への出資を認める等 の措置を検討する。
- その他必要な論点について2014年中 に結論を得て、制度的措置を速やかに 講じる。

「医師会と同様、病院団体の意見を聞くべきではないか」

医療部会「医療法改正等改正の意見」 医療法改正で合意。意見書に「都道府県は病院団体も協議相手とする」旨を追記

社会保障審議会の医療部会は12月19 日、第6次医療法改正の趣旨を整理した 「医療法改正等改正に関する意見」の修 正案について議論。一部修正を確認の 上、合意に達した。

最終文案は前回会合で各委員から出 た追加文言等の修正が主で大筋に変更 はなかったが、地域医療ビジョンの策 定に関して、「(医療計画と同様に) 医師 会、歯科医師会、薬剤師会、医療審議 会及び市町村の意見を聴く」ことが追 記された。

また、地域医療ビジョンで提示され る各医療機能の必要量を踏まえた「医 療機関の協議の場」に関して、「その組 織運営は、公平・公正に行われる必要

がある」と書き加えられた。

修正案には、前述の地域医療ビジョ ン策定時だけでなく、在宅医療提供体 制における市町村と「地域の医師会、歯 科医師会及び看護協会等と協働して推 進」など、随所で、行政と医師会等と の協議・協働の必要に言及している。

この点について、相澤委員(日病副 会長)と西澤委員(全日病会長)は、「医 療計画にしても、地域医療ビジョンに しても、機能分化の対象は入院病床で あり、主に病院である」と指摘。

西澤委員は、「では、病院の声を聞

くこと、したがって病院団体の意見を 聞くことがきわめて重要となる。なぜ、 医師会等の職能団体のみで、病院や病 院団体の名は出ていないのか」と質し、 当該各箇所に病院と病院団体を追記す るよう強く求めた。

これに対して土生総務課長は「その 主旨を反映させたい」と答えた。医療 部会は、同日示された他の修正要求を 踏まえ、最終文を永井部会長(自治医 科大学学長) に一任することを了承、 「医療法改正等改正に関する意見」はと りまとめられた。



医薬品取引価格の未妥結率で減算も検討?!

中医協総会 回復期リハ病棟入院料1の医師専従要件は年明けに持ち越し

2013年最後の中医協総会が12月25日 に開かれ、事務局(厚労省保険局医療課) は積み残しの個別課題の論点を示した。

【個別課題(抜粋)】

◎糖尿病透析予防指導管理料

前改定で新設された評価を引き続き 継続してはどうか。

◎患者サポート体制充実加算

前改定で新設された評価を引き続き 継続してはどうか。

◎医薬品取引価格の妥結率

- ・妥結率を地方厚生局に届け出させる ことにしてはどうか。
- ・著しく低い妥結率の場合は、診療報 酬上の基本料の引き下げなどを検討し てはどうか。対象は、200床以上病院 や同一法人保険薬局の店舗数、処方せ ん枚数や特定保険医療機関の処方せん

による調剤割合等に着目してはどうか。 ○うがい薬を例示した行政刷新会議等 の指摘事項について〈検討の方向性〉

単にうがい薬のみを処方する場合を 保険の対象から除外してはどうか。

【議論の結果】

診療側は、前回までの議論で追加資 料の提出を求めていた「回復期リハ病 棟入院料1の医師専従要件」についてさ らなる資料の追加を求め、支払側は、前 出論点のうちの「精神科身体合併症管 理加算の算定可能日数延長」に異議を 唱え、いずれも議論の継続を確認した。

また、「うがい薬のみの処方を保険 対象から除外する」件は、別途の議論 に付すことで両側が一致。基準調剤加 算についても意見が分かれたため、あ らためての議論となった。

それ以外の項目については、診療側、 支払側とも事務局提案に賛成した。

DPC改定方針と薬価制度改革を承認

12月25日の中医協総会は、前回13日 の総会で再検討を求めた「3日以内再入 院の算定ルール」と「後発医薬品指数」 について再度議論した結果、前回報告 どおりの内容で臨むとしたDPC評価分 科会の最終報告案を承認した。

機能評価係数Ⅱに追加する「後発医 薬品指数」は「60%未満の医療機関は目 標に達していない度合いに合わせて連 続値で低い評価とする」という内容。

「3日以内再入院」 は、 「7日以内の同 一病名の再入院は一連として取り扱うと

し、その適用対象を、現在の"同一病 名"(6桁目まで共通)から"同一診療科 の疾患"(2桁目まで共通)へ拡大する」 というもの。

同日の総会は、長期収載品の薬価を 特例的に引き下げる新ルールを盛り込 んだ「次期薬価制度改革の骨子(案)」 を承認した。

新ルールは、「後発品発売後の最初の 薬価改定で長期品の薬価を下げる特例 (4~6%) | を廃止する代わりに、後発医 薬品が薬価収載されてから5年経過後の 最初の改定以降に適切な置換え(20%、 40%、60%) が図られていない場合には 「特例的な引き下げ(2.0%、1.75%、1.5%)」 を行なうというもの。

新薬創出·適応外薬解消等促進加算 は、今回の制度化を見送り、引き続き 試行継続となった。先発品に対する新 規後発医薬品の薬価は、現行の7掛け (銘柄数が10を超える内服薬は6掛け) から「6掛け(同5掛け)」とされた。